

議発第2号

## 郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

郡上市議会議員定数条例（平成18年郡上市条例第78号）の一部を改正する条例を、地方自治法第109条第6項及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年3月24日提出

提出者 郡上市議会議会改革特別委員会  
委員長 田中義久

郡上市議会議長 森藤文男様

提出理由

議員定数の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

郡上市議会議員定数条例の一部を改正する条例

郡上市議会議員定数条例（平成18年郡上市条例第78号）の一部を次のように改正する。

下線部分改正

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、郡上市議会議員の定数は、 <u>15人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、郡上市議会議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。